

珠洲市住まい再建支援金交付事業

1. 助成の内容

令和6年能登半島地震または奥能登豪雨により住まいに被害を受けた方が、市内で住まいを再建・修繕した場合に支援金を交付するもの。

2. 対象者

①生活の本拠となる住まいの罹災証明書の被害区分が一部損壊以上または長期避難世帯のいずれかの世帯（非住家の罹災証明書は対象外）が、市内で新たに住まいを新築または住宅を購入（空き家を含む。2親等以内の親族からの購入を除く。）した場合

②一部損壊以上で住家を大規模修繕した場合

①、②いずれも費用が800万円以上が対象

3. 助成額

1件あたり費用の10%を助成（子育て世帯は15%助成）、[新築・購入上限額200万円（子育て世帯は300万円上限）]

[修繕上限額100万円（子育て世帯は150万円）]

※新築または住宅の購入または修繕が完了した後支給

（単位：千円）

被害程度	再建方法	助成額上限
一部損壊以上	新築・購入	2,000（子育て世帯 3,000）
	修繕	1,000（子育て世帯 1,500）

4. 申請期間

申請期間は被災者生活再建支援金加算支援金の申請期間と同様の37ヶ月

（地震災害は令和9年2月1日まで、豪雨災害は令和9年10月20日まで）